

とんでもない！ 学童保育利用料の大幅値上げ…

8月11日の教育福祉委員会で、「学童クラブ事業に関する新たな利用料金について」が報告され、審議しました。これまでの所得に応じて利用料が算定される応能負担から、月額の基本額を**12,000円**（平日＋土曜：午後6時半まで）とする応益負担とするものです。

今後、**9月京都市会に条例改正提案**を行い、来年度4月から新たな料金体系での運用開始を目指していることが明らかになりました。

<改悪の問題点>

- 1、所得に応じての利用料を基本**一律の負担**にする提案です。学童のあり方を大きく変質させるものです。低所得世帯やひとり親世帯への減免対応はありますが、所得税課税世帯においては、大幅な値上げになります。
- 2、長期休暇の夏休みがある**8月は、一律13,000円**に。おやつ代を含めると多額の負担に。
- 3、保育時間の区切りを**午後6時と6時半を→5時と6時半まで**に変更。
- 4、児童館館長や学童保育所長、保護者の皆さんにはまったく、何の相談も説明もなく、議会説明後に知らせるという**強引なすすめ方**です。

値上がり幅が最大のケース

※世帯年収約300万円、18時まで利用の場合の年額

現行
55,200円



変更後
145,000円

2. 6倍の
値上げ！！



●8月29日(日)10時～12時 学習決起集会「保育・学童保育が止まったら社会が止まる！」

「ほんまもん 日本一の保育・学童保育がいいなあ！京都市実行委員会」主催で開催されます。学童、保育の改革計画について、党議員団から議会報告をします。Zoomもされます。

お問い合わせは801-8810（京都保育団体連絡会）へ

料金体系の比較

(子ども若者はぐくみ局資料より)

(2) 料金体系 (現行)

利用する世帯の所得に応じた1段階の料金体系としています(下表)。

区分	課税等の状況	午後6時までの利用		午後6時30分までの利用		
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	
A	被生活保護世帯,及び中国残留邦人に対する支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	所得税及び市府民税非課税世帯	1,600円	900円	1,700円	1,000円	
C	市府民税のみ課税世帯	3,000円	1,700円	3,200円	1,900円	
D1	世帯の所得税課税額	1万円未満	4,600円	2,400円	4,900円	2,600円
D2		1万円以上2万円未満	5,600円	2,800円	5,900円	3,100円
D3		2万円以上3万円未満	6,600円	3,300円	7,000円	3,700円
D4		3万円以上6万円未満	7,300円	3,600円	7,900円	4,200円
D5		6万円以上10万円未満	8,400円	4,500円	9,200円	5,300円
D6		10万円以上20万円未満	9,300円	5,000円	10,100円	5,800円
D7		20万円以上40万円未満	9,800円	5,200円	10,600円	6,000円
D8		40万円以上	10,300円	5,400円	11,100円	6,200円

5 新たな料金体系(案)

利用区分		平日のみ		平日+土曜		長期休業中 (一律)	
		午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで		
基本額(月額)	1人目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円	
	2人目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円	
	3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円	
減免	① 生活保護世帯等	全員	0円	0円	0円	0円	
	② 市府民税非課税世帯 均等割のみ課税世帯	1人目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
		2人目	800円	900円	800円	900円	900円
	③ 市府民税のみ課税世帯	1人目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
		2人目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
	④ 就学援助世帯 ひとり親家庭等医療受給世帯	1人目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
2人目		2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円	

※1 同時利用のきょうだい児について、2人目を半額、3人目以降を無料とします。

※2 学童クラブ事業は、利用者1人当たり月額で約18,000円(令和元年度決算ベース)の運営経費を要しています。